

藤原宮第10・11・15・16次の調査

1 藤原宮第10次の調査 (昭和48年10月～昭和49年7月)

藤原宮第10次調査は、橿原市営四分団地増設工事に伴う事前調査として実施したものである。

調査地は鷺栖神社の東方80m、藤原宮西面南門推定地の南側にあたる場所である。東方50mの地区では、すでに昭和46年、第3次調査を実施しており、掘立柱建物3棟を検出している。また下層からは弥生時代の多くの遺構を確認し、多量の遺物を検出している。

今回の調査の結果については、先に「概報4」に一部概略を記している。

この地域一帯の旧地層は、第3次調査の結果と同様で、調査地区全域に弥生時代の厚い包含層が認められた。検出した遺構は全てこの包含層を掘りこんでいる。

調査の結果、検出した主な遺構は、藤原宮期とそれ以前とに大別できる。藤原宮期の遺構は建物6、柵3、溝3、土壙2、それ以前のは弥生時代の井戸3、土壙多数、古墳時代の土壙1、7世紀の土壙3である。そのほか中世とみられる南北、東西方向の細溝を多数検出した。

〔藤原宮期の遺構〕 調査地区西端で検出した南北柵SC258は藤原宮の西面大垣で、宮城南門中軸線より西464mの位置にある。柱穴はほとんど1.5m前後の方形で、真北に対して北でわずかに西に傾いている。28間分検出した。柱間は2.66m等間である。柱穴と柱抜取穴からは瓦と少量の土器片を検出した。

SC258の東118mの位置に幅約2m、深さ約0.6mで南から北に流れる素掘りの南北溝SD1400がある。全長98m検出した。これはさらに調査地区外にのびている。溝内埋土からは瓦・木簡・須恵器・土師器片等が出土した。

南北柵SA1395はSC258の東4.4m、SD1400との間にある3間の柵で、

柱間は 3.8 m 等間で S C 258 に平行している。

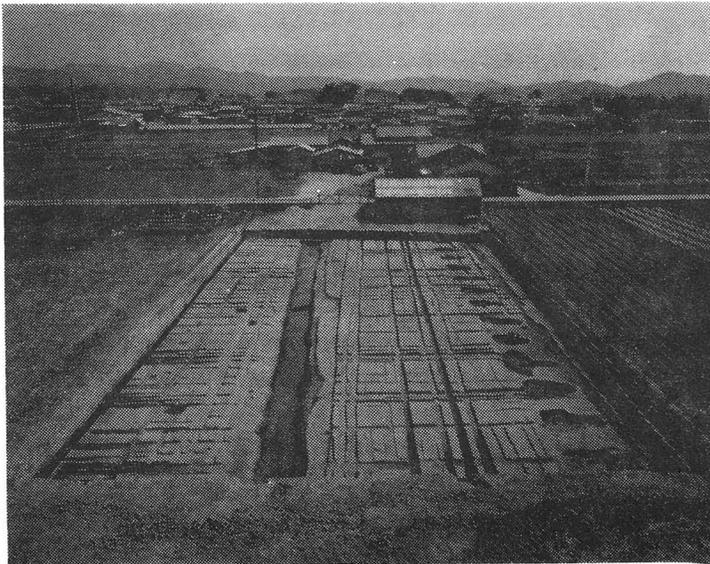
SX1390 は東西の瓦組暗渠で全長 3.6 m 検出した。SD1400 に取りつくものと思われる。

調査地区北端で検出した土壌 SK1380 と SK1399 は SD1400 を掘り込んでおり、二つの土壌の重複関係では SK1380 が新しい。SK1380 は径 1.8 m を計る不整形の土壌で深さは 0.4 m である。内部からは軋(くびき)を検出した。軋の横幅は 0.83 m である。

掘立柱建物 SB1350・1355・1357・1360・1405・1410 は全て SD1400 の東側で検出した。これら 6 棟の建物は小規模なものであり、建物方位が一致し、比較的まとまりをもつものと、方位が一致しないものとにわかれる。SB1350 は、5 間×2 間の南北棟建物で梁行柱間 2.15 m 等間、桁行柱間は北から 2.0・2.0・2.7・2.0 m である。

南北柵 SA1351 は SB1350 の東に接して検出したもので、5 間の柵であるが、SB1350 の東廂の可能性もある。

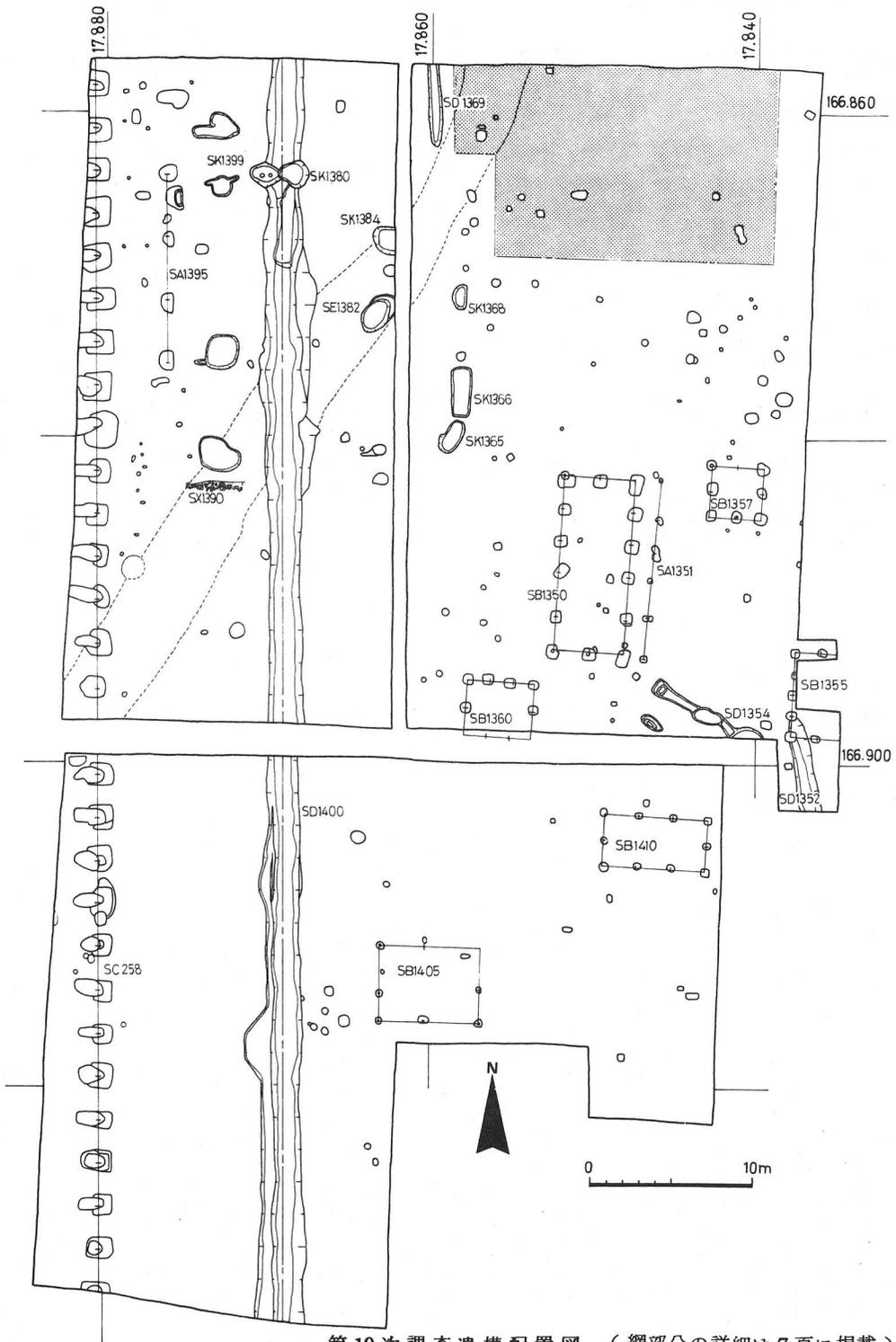
SB1355 は東半部が調査地域外のため、全体の規模は不明であるが、4 間×2 間以上の南北棟である。梁行柱間 1.6 m、桁行柱間 1.3 m 等間である。



西面大垣と溝(北から)

SB1357 は 2 間×2 間で、柱間は 1.6 m 等間である。うち、北側柱列の中央柱穴は検出できなかった。

SB1360 は、3 間×2 間の東西棟で、梁行柱間 2.8 m 桁行柱間 1.4 m 等間である。ただ南側柱列は未発掘であるが、発掘区の南側で柱穴を検出していないの



第10次調査遺構配置図（網部分の詳細は7頁に掲載）

で、3間×2間とみてよい。

SB1410は3間×2間の東西棟で、梁行柱間1.6m、桁行柱間2.1m等間である。

以上述べた5棟の建物方位は全て一致しており、真北に対して北で約3°東に傾いている。調査区の南で検出したSB1405は2間×2間である。西側柱列の柱間は北から2.8m・1.8mで、東側柱列は同じく2.6m・2mであるが、北側柱列の中央と東側柱穴は確認されなかった。柱痕跡が各柱穴にあり、建物方位はほぼ真北である。溝はSD1354, 1369を検出した。

〔藤原宮造営以前の遺構〕 土壌にはSK1365・1366・1368・1384がある。このうちSK1384では古墳時代初頭、布留式の土器を検出している。SK1365・1366・1368の各土壌は7世紀中頃のものである。

井戸SE1382は、径2mの掘り方を有し、内部に幅1.3mの横枠の一部が存在した。6世紀のものである。

藤原宮期の下層には弥生時代の遺構があり、畿内第I様式から第V様式まで

種別	形式	個体
軒丸瓦	6276-新	4
	6278-C	1
	6278-新	1
	6278-新	5
	6278-新	1
	6281-A	1
種別	形式	個体
軒平瓦	6561	4
	6641-C	2
	6641-E	15
	6641-F	10
	6643-B	3
	6646-B	7
	6646-F	2
	6647-C	1
	6647-E	2
	不明	2

SD1400出土軒丸・軒平瓦の分類
(整理済の分だけ)

含む多量の弥生式土器が出土した。弥生時代の層は上・中・下の三層に分かれ、遺構は各層で検出した。上層は後期、中層は中期、下層は前期の遺構がある。

上層で検出した主なものには、井戸SE1480、土壌SK1655がある。SE1480は径1.5m深さ2.3mの井戸である。SK1655は不整楕円形の土壌で、ともに多量の第V様式の土器が出土している。

中層では土壌SK1440・1445・1446・1500・1570・1600および井戸SE1481などを検出した。うちSK1466・SK1500・SK1600の三つは、いずれも土壌の壁面に厚さ15cmほど粘土をはりつけた特殊なものである。

下層で検出した主なものは井戸SE1475である。第I様式の土器が多量に出土している。

以上、藤原宮期の遺構を中心に概略を記したが、成果を簡単にまとめておく。

これまで藤原宮における宮域の確認は、奈良県教育委員会の橿原バイパス建設に伴う事前調査で、(注1)宮の北限・東北隅・西限の一部について明らかにされている。今回検出した南北柵SC258はこれらのうちの宮西限の調査で確認されている南北の掘立柱列の延長部である。今回検出した柱穴では、以前の北辺柵列の調査で顕著であった礎板や根石を有するものはない。また、柵の柱間寸法が2.66mにわりつけられるが、これは宮北限を画す東西柵SC140の柱間寸法の平均値と均しく、柱間9尺の単位寸法による計画的な造営と考えられる。

ただ、SC140では中央の掘立柱穴に前後して小柱穴が検出されているが、今回の調査では検出していない。

宮域を画す大垣が、掘立柱構造であることは、平城宮跡の築地大垣と著しく異なる。

宮域を画す大垣が、掘立柱構造であることは、平城宮跡の築地大垣と著しく異なる。

(3)	(2)	(1)	型式番号
□	□	六□	
□	母□	□	
□	□	□	
□	□	□	
…			
□	一斗五(升カ)		
6081	6032	6039	
SD1400出土の木簡			



第10次調査遺構実測図(弥生時代)

南北柵 SC258 と南北溝 SD1400との距離は 11.8m で、この間には柵 SA 1395以外に遺構はなく、広い空間地となっている。検出した 6 棟の掘立柱建物はすべて SD1400 以東に位置している。SB1405 を除く 5 棟の建物方位は真北に対して、北で約 3° 東に傾きをもつ点で共通しているが、比較的小規模なものであり、これら建物の性格については今後の調査にまちたい。

遺物は SD1400 の溝内埋土から須恵器・土師器・木簡・瓦等多くを検出している。とくに出土が著しい瓦類には軒丸瓦・軒平瓦・熨斗瓦・隅平瓦があり、完全に近いものが多い。藤原宮で新たに確認された新形式のものを含めて(別表)，その数量は軒丸・軒平瓦 12 点，平・丸瓦合せて 100 点を数える。検出したこれらの瓦は調査した溝のほぼ中央部で集中して出土した。

注 1 奈良県教育委員会『藤原宮』「奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 25 冊」昭和 44 年。

奈良県教育委員会『藤原宮跡—昭和 43 年度調査概要』昭和 44 年。

図面の座標

当調査部では、遺跡の実測にあたって、国土調査法による第 6 座標系を基準としている。本概報の図面に記入してある座標もこれによっている。例えば藤原宮大極殿基壇の東南にあるベンチマークの座標は、

$$X = -166,508,84 \quad Y = -17,404,92$$

である。ただし図面では X、Y および - を省略してある。

既刊の概報

- 「飛鳥・藤原宮発掘調査概報 1」昭和 46・2 小墾田宮推定地・豊浦寺跡・雷丘東方遺跡・藤原宮
- 「飛鳥・藤原宮発掘調査概報 2」昭和 47・5 藤原宮第 3 次・第 4 次調査
- 「飛鳥・藤原宮発掘調査概報 3」昭和 48・3 飛鳥資料館建設地・坂田寺・奥山久米寺・浄御原宮・藤原宮第 5～7 次
- 「飛鳥・藤原宮発掘調査概報 4」昭和 49・2 藤原宮・小墾田宮推定地・川原寺・大官大寺・藤原京南西地区

2 藤原宮第11次の調査 (昭和49年1月～3月, 昭和50年1月)

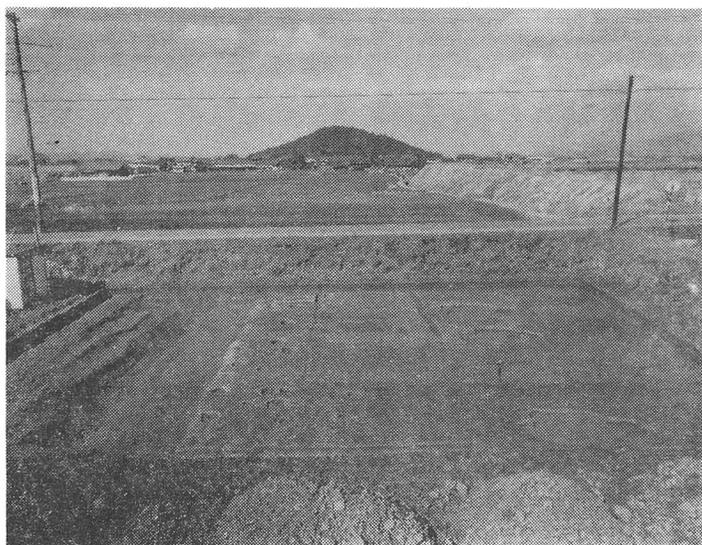
この調査は、大極殿の西 150 m にあたる地区に資材置場を造成する届出がなされたため、工事に先立って実施したものである。調査地は旧鴨公小学校の北側を走る小房・東池尻線に接した、小字名「金詰」の東南隅にあたる水田である。この地区は、第4次発掘調査で内裏の東外郭を限る南北柵を検出した結果からすれば、その対称に位置する施設である西外郭の南北柵が予想される地域にある。

付近の地形は大極殿周辺から西および北にゆるく傾斜している。調査地の水田は後世に地さげされており、遺構は耕土の直下で検出された。

調査地南半部にある東西溝 SD1685 とそれと平行する東西溝 SD1686 は、かなり削平されており、溝の底を部分的に検出したにとどまるが、第16次調査で検出した道路 SX1731 の側溝にあたるものである。SD1685 は、重複関係から後述する掘立柱柵 SA1670 に先行することが明らかである。

南北柵 SA1670 は、藤原宮の内裏西外郭を限る掘立柱柵である。7間分を検出した。柱間は 2.95 m 等間である。柱掘方は方形で 1.5 m 前後を測り、抜取り穴が重複している。この抜取り穴は東西に長い長楕円形にみれるものと、やはり東西に長い楕円形のもの、その東に小型の浅い穴が重複しているとみれるものがある。

南北柵 SA1670 の西には 8 m 離れて南北溝 SD1680 がある。この溝は幅 5 m、現状で深さ 0.5 m を測る。溝の堆積土は三層に区分され、最下層から藤原宮に関する木簡 5 点が出土している。SD1680 の東縁には柱穴 4 個が



第11次調査地全景(南から)

南北に並ぶSX1682がある。

東南隅で検出したSK1683は瓦器片が1片出土したにすぎない。井戸SE1673は径2.7mの掘方を掘り、長さ0.9mの縦長板10数枚で径0.8m大に円形に組み、太柄でつないだ枠を三段重ねたものである。近世の陶器が出土している。またSE1672は、四隅に柱をたて、それに棧を渡し、縦長板をあてたものであるが、時期は明らかでない。

以上が遺構のあらましである。南北柵SA1670と第4次発掘調査で検出した内裏東外郭の東を限るSA865との距離は305mを測る。これによって藤原宮の内裏外郭の東西距離が明らかになった。柱間はSA1670、SA865とも等しく2.95m等間である。南北溝SD1680は内裏外郭では南北溝SD105に対応するが、その位置は西外郭では南北柵から4m西に寄っている。東西溝SD1685、SD1686の性格については第16次の調査に詳述する。

3 藤原宮第15次の調査 (昭和49年5月～7月)

この調査は、藤原宮の東南隅の確認を目的におこなったものである。調査地は新池の東方約70mの位置にあり、第1次調査で検出した南門の南を東西に走る宮南外濠の東延長部にあたる。同時に奈良県教育委員会が調査した東面大垣の南延長部にあたる地域である。調査の結果、大垣・外濠など宮を画する遺構は検出されなかったが、藤原宮期の建物、柵などを検出し、宮域東南隅に関する新たな知見を加えることとなった。

この地域の層序は上から耕土、床土、暗褐色粘質土、灰褐色粘質土(整地層)、黄灰褐色粘質土(地山)の順である。遺構の大半は整地層の灰褐色粘質土で検出される。

検出した主な遺構には、建物2、柵4、溝3、土塋1などがあり、時期的には藤原宮以前のもの、藤原宮期のもの、それ以後のものに分かれる。

〔藤原宮以前の遺構〕 SA1725は発掘区北辺に沿って東西に走る掘立柱柵である。6間分を検出した。柱間は2.7m等間である。この柱掘方は1m前後で藤原宮以前のものとしては比較的大きなものに属する。SA1725の軸線方向は、

真東西に対し、東で約4度北に振れている。この柵は東端で掘立柱の南北柵SA1726と直角に接続する。SA1726は2間分を検出した。さらに調査地の北へのびている。柱間はSA1725と同じく2.7mである。

SA1725の南2mの位置には、これと同じ方向の東西溝SD1724がある。SD1724の堆積層は黄褐色砂質土の上層と、灰色粘質土の下層とに分かれる。両層とも若干の土器、木片などが出土した。土器は両層とも7世紀後半のものが出土している。SD1724はSA1725と軸線を共通するので、両者は同一の時期のものと考えてよいであろう。

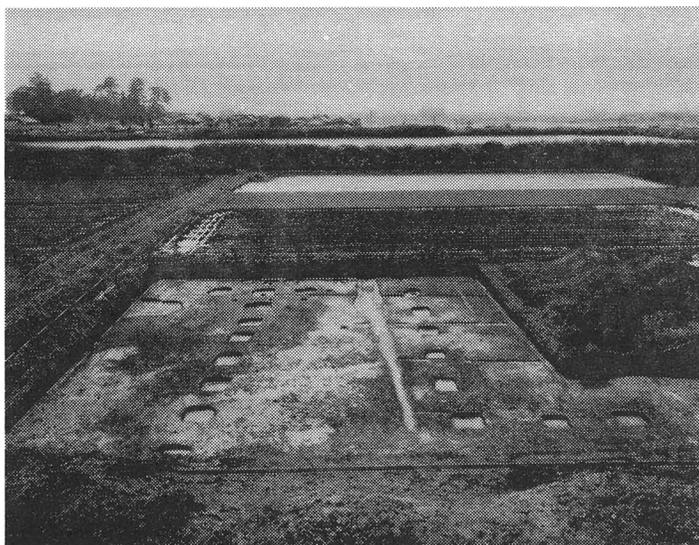
SA1726の東2mの位置では南北約8mにわたって土壇状の遺構SK1723を検出した。埋土には7世紀後半の遺物を含む。SK1723は東半部が調査地外にあるため、全体を知りえないが、その位置、形状およびSA1726と方向が一致する点からSA1726に沿った南北溝とみられる。だとすれば、SK1723、SD1724はそれぞれSA1725、SA1726で画された一郭をめぐる外濠のようなものとなる。その性格については、なお検討を要する。

SD1712は南北に走る細い溝で、重複関係からSD1724より古いことが知られるが、その時期については明らかでない。この溝の南端は東西溝SD1713と重なっており、SD1713よりも先行する。

このほか、5世紀末から6世紀初頭にかけての土器を含む浅い凹みが見える。付近に古墳時代の集落が存在することを予想させる。

〔藤原宮期の遺構〕

建物2、柵1などがある。SB1715は東西棟の掘立柱建物とみられるもので、今回その東



第15次調査地全景（東から）

妻にあたる部分を検出した。梁間2間で、柱間は2.65mを測る。柱掘方は1m前後で、柱根が1本残っている。

SB1715の東2mの位置には、梁間2間の東西棟と予想される掘立柱建物SB1710がある。柱間は梁行2.4m、桁行は発掘区西壁3.4mまで柱穴が検出されないの、それを越えることになり、かなり広いものが予想される。SB1710は、後述するように、東西柵SA1720が取りつき、門である可能性がある。なお、SB1710とSB1715は重複しているが、新旧の別は明らかでない。

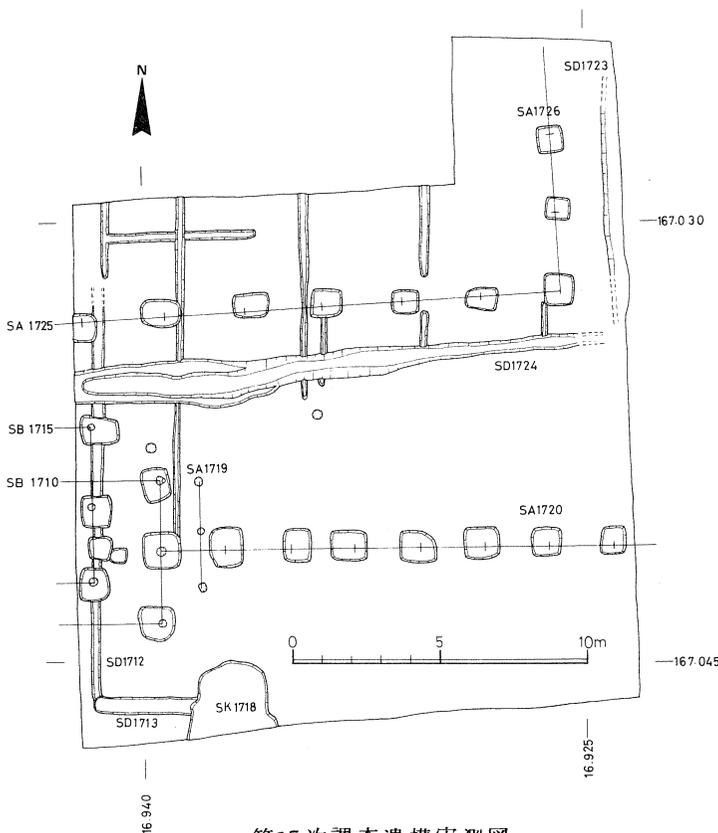
SA1720は東西にのびる柵で、SB1710の棟通りにとりつく。7間分を検出した。軸線方向は、ほぼ真東西にとる。柱掘方は1～1.3m前後で、柱間は、2.2m等間である。これまで知られる宮大垣よりも小規模で性格を異にするものと考えられる。

以上の遺構は、調査地区内から奈良、平安時代の遺物が全く出土していない

ので、藤原宮期のものとみられるが、藤原宮とどのような関係にあるかは、宮の東南隅が確認されなかった現状では明らかでない。とくに門が予想されるSB1710およびそれにとりつく東西柵SA1720の存在は、藤原宮東南隅の位置決定について、新たな問題を提示している。

〔藤原宮以後の遺構〕

床土直下、暗褐色粘質土の上面で、瓦器を



第15次調査遺構実測図

含む細い溝を多数検出した。中世の水田耕作に関連したとみられるが、明らかでない。ほかに土壌SK1718がある。前述の細溝と同一面で検出されるもので、東西2.5m、南北2.5m以上ある。また、小穴が並ぶ南北柵SA1719は時期が明らかでない。

以上、検出した遺構を概述したが、今回の調査は面積が狭かったこともあり、宮域を限る大垣、外濠などの遺構は確認されなかった。しかし、宮域東南隅に近接して、性格を異にする区画施設を検出したことは新しい課題を加えたことになる。隣接地域の調査が必要である。

4 藤原宮第16次（北）の調査（昭和49年11月～）

調査地は鴨公小学校旧校庭のすぐ西側に接し、市道小房町東池尻町線の南側に接している。藤原宮における位置でいうと、大極殿西回廊と大極殿および内裏外郭をとりかこむ堀との間で、西回廊の北端に近い部分にあたる。調査は大極殿の西外郭の遺構の存在を知ることを目的とした。発掘範囲は東西65m、南北35mほどである。

この土地はかつて水田であったが、昭和48年に国が買上げ、現在国有地になっている。

中世以後の新しい遺構を除いて、遺構はすべて地山面で検出された。調査地内での地山は東と南が高く、北と西が低く、ゆるやかな傾斜をしており、大部分は粘質土であるが、部分的に帯状に砂土が走っている。

発掘地区内には中世溝が縦横に走っているが、藤原宮の遺構の密度はきわめて薄かった。検出した主要な遺構は、a藤原宮に関係するもの、b藤原宮以前のもの、c藤原宮以後のものに分けられる。

a. 藤原宮に関する遺構

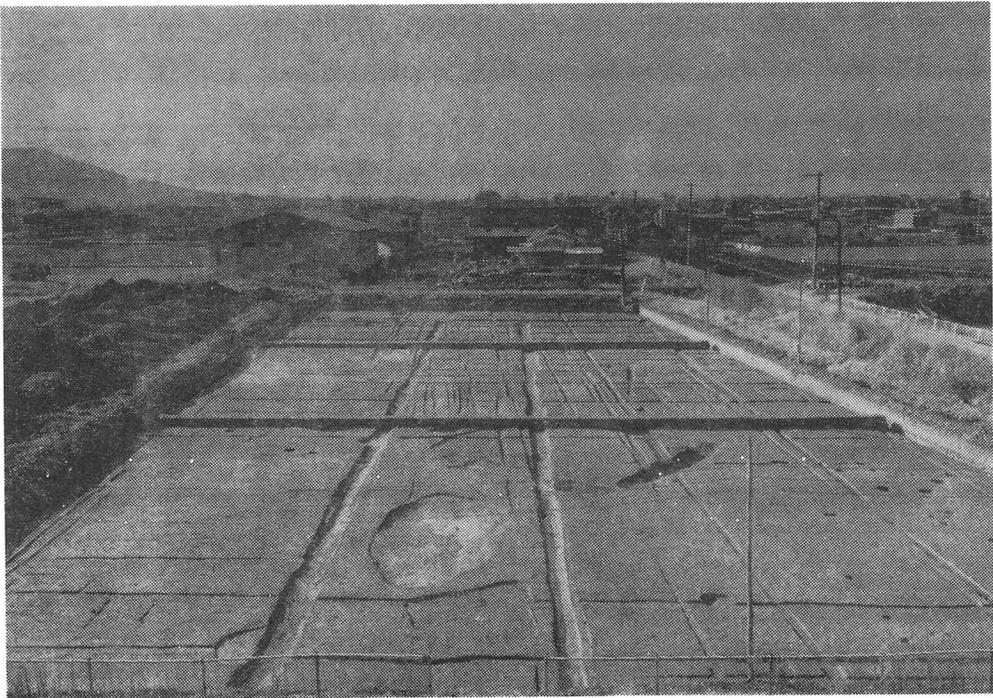
〔東西道路および南北道路〕 東西道路SX1731は60m、南北道路SX1732は30mにわたって検出した。道路は両側に側溝をともなっている。幅員は側溝心々距離で6.8mある。側溝は現状で幅1m、深さ0.5mほどある。東西道路は調査地の中央部を東西に走り、その西端近くで、南北道路と交叉する。

両道路の側溝の関係をみると、南北道路の東側では東側溝が東西道路を横切って流れ、これに東西道路の両側溝が流れこむ。南北道路の西側では側溝は道路を横切ることなく、道路にそってL字形に折れ曲って流れる。この側溝の状況は第5～9次調査で検出した道路SX1081, 1082の場合と全く同様である。

遺物には土師器・須恵器・金銅製環がある。瓦の出土をみないのが特色である。土師器・須恵器は南北道路の東側溝のうち、東西道路の側溝が流れこむ溜の部分から多く出土している。土器は7世紀後半で、しかも藤原宮以前の時期のものが集中的にある。

以上、東西および南北二条の道路は藤原宮内の建物が整備される以前に建設されており、藤原宮が整備されるまでに廃絶したものと推定される。そしてこの道路は藤原京条坊の想定地割を宮内に及ぼした場合、東西道路は四条の条間小路、南北道路は西一坊の坊間小路の延長上にあたる。

〔掘立柱建物〕 SB1751は東西・南北道路の交叉点のすぐ南側で検出したものである。南北道路と重複している。桁行7間(22m)梁行2間(6.3m)



第16次調査地全景(東から)

の南北棟である。柱穴は 1.4 m ほどの方形で、深さ 0.7 m ほどある。柱はすべて抜き取られた痕跡がある。

この建物は重複関係からみて、南北道路が廃絶してから建てられたことが明らかであり、藤原宮の建物と考えられる。

SB1755は、調査地の北端中央部にある4箇の柱穴で、ほぼ1.8 mの間隔で並ぶ。径0.4 m、深さ0.3 mある。おそらく小規模な建物の一部分とみられるが、北半は発掘地外で全規模は明らかでない。柱穴列は西で北に5度ほど振れており、第5～9次調査(鴨公小学校)のさいに検出された小規模な建物と同様、藤原宮建設期のものであろうか。

〔土壌〕 SK1733, 1734, 1735, 1736は東西道路と重複する不整形の土壌である。うち最も大きいSK1735は南北5.5 m、東西7 m、深さ0.4 mほどの浅いものである。藤原宮の屋瓦が入っていた。この中には藤原宮式の軒平瓦3種7点、軒丸瓦4種5点があり、完形に近いものが多いことが注目される。軒平瓦には6641C, 6641E, 6643C、軒丸瓦には6273B, 6275A, 6275D, 6281Bがある。この土壌は瓦の捨て場とみられる。他の3箇の土壌も同様の性格のものとおもわれる。これら土壌は藤原宮の末期か、それからあまりへだたらない時期に掘られたものであろう。

SK1752, 1753, 1754は掘立柱建物SB1751のすぐ東側で南北道路の東側溝と重複し、あるいはその近くにある方形の土壌である。これらのうちSK1752, 1753は方1.5 m、深さ0.4 mほどあり、瓦片が多数入っていた。SK1754は、1.9 m × 1.3 mの長方形で、深さ1.0 mほどあり、瓦の出土は比較的少い。重複関係からみると、SK1754がSK1752, 1753より新しく、また、3箇とも東西道路よりも新しい時期のものである。いずれにしても、これらの土壌は瓦片を処分するために掘られたものであろう。したがってその時期は土壌SK1733～1736と同じころと考えてよからう。

b. 藤原宮以前(古墳時代)の遺構

〔方形周溝墓〕 調査地東側で方形周溝墓SX1741, 1742, 1743の3基を検出した。いずれも上面の削平が著しいが、そのうちもっとものこりのよい1基に

ついて記す。

SX1741の方位は真南北に対して40度ほど東に振れている。方形周溝墓の規模は、東北・西南約9 m、西北・東南約8 m、周溝は東南の隅でとぎれている。周溝は現状で幅1.2 m、深さ0.3 mほどある。溝には黒色砂土が入っていた。遺物としては、布留式の甕・壺の破片をふくんでいる。

SX1742はSX1741の南側に接しており、南東・北東の周溝が残っていた。規模は不明、溝の状況はSX1741に類似している。

SX1743はSX1741の北側にあり、周溝の一边のみが残っている。規模等は不明。

溝SD1744は、方形周溝墓SX1741の西側にあつて、東からやや北に振れながら西に向う溝で、長さ10mほどを確認したが、削平のため、その延長部は明らかでない。

〔掘立柱穴群〕 調査地の東北隅近くにむらがる径0.3～0.5 mの掘立柱穴10数箇は、現状では建物等としてまとめることはむつかしいが、柱根が残存しているもの、礎盤が残存しているものがあるので、何らかの構造物であったことは明らかである(SB1737～1740)。柱穴を埋めているのは黒灰色土で、方形周溝墓の溝のものと類似している。同時代の遺構と考えてよからう。

c. 藤原宮以降

東西および南北に走る多数の溝がある。これらは耕作に関係するものと考えられ、瓦器をともなっているので、中世の溝であることがわかる。これとは別に瓦を多量出土する幅0.4 m、深さ0.4 mの6条(SD1745～1750)の南北溝がある。この6条の溝は規則的に並んでいて、互に関連する一組の遺構かとおもわれる。すなわち、約3.5 mをへだてて4本の軸線をひき、中間の2本の軸線上に溝SD1747, 1748を掘り、両端では軸線の両側に接してそれぞれ2本の溝SD1745, 1746, 1749, 1750を掘りあわせて6条になっているようにみえる。西端の2本の溝SD1749, 1750は、ちょうど南北溝の東側溝に重複している。

これらの溝は、屋瓦を多量に含み、逆に瓦器など中世の土器を含んでいないことからみて、中世の溝よりは古く、藤原宮の廃絶後さほど年月を経過しない

間につくられたものと考えられる。

d. むすび

今回調査した地区は、古墳時代には方形周溝墓が築かれていた。藤原宮が建設される以前（7世紀後半）に、これらの墓を破壊して、1町単位の地割（道路割）が行なわれた。藤原宮の建物はこの道路を廃して建設された。藤原宮はまもなく平城宮に移るが、藤原宮廃絶後は屋瓦の若干のあとかたづけをしたことはあるが、建物等が建てられることはなく、耕地として今日にたったと考えられる。この間、古墳時代から藤原宮時代の旧地表面は深く削平された。調査地区内には藤原宮の建物（SB1751）は1棟あっただけで、その性格を明らかにするまでには至っていない。

次に第16次調査および第11次調査のさいに、発見された南北道路・東西道路について若干考えてみよう。このような道路は第5～9次調査（鴨公小学校）で発見されており、藤原京条坊との関連ですでに注目されていたものである。その要点を記しておく、

1. 藤原京条坊の想定地割を宮内に及ぼすと、東西道路は四条の条間小路、南北道路は西一坊の条間小路の延長線上にあたる。
2. 道路の存在した時期は藤原宮内の建物が整備される以前である。その上限をいつにおくかは詳らかでないが、7世紀後半で、藤原宮の造営が行なわれる以前であることは明らかである。藤原京内の寺院や飛鳥の寺院の建立時期や位置などに関連して多くの問題をふくんでいる。

今回の調査によって、京の条坊と一致する地割が宮内に広く及んでいることが予想されるようになった。第4次調査や昭和41年から44年に行なわれた奈良県による調査のさいにも、藤原宮直前の時期とみられる溝が存在しており、これらのうちには、道路の側溝にあたるものがあるかもしれない。ただ発掘調査地が狭いことなどのため、現状でそれをはっきり確認することは困難である。

道路は宮の本格的な造営が行なわれる時点で廃絶しているのであるが、これを廃した理由はなんによるのであろうか。まず考えられることは、道路の地割と宮内の計画とが直接関係をもたなかったことである。宮内の朝堂院・内裏・

官衙などブロック割はかなり大きな単位で行なわれているから、1町単位(約133m)の地割は小さすぎる。そのため、京の小路の延長にあたる部分の宮内の道路は廃絶することになったと考えることができよう。

いずれにしても、今回および第5～9次調査で発見された宮内の道路は藤原京条坊の計画事情とあわせて重大な意義をもっている。

次に尺度の問題に若干ふれよう。今回の調査で発見した道路の交点と第5～9次調査で発見した道路の交点とは理論的に東西、南北とも二町へだたっているはずであるから、道路交点と交点間の距離は2町の $\sqrt{2}$ 倍にあたることになる。交点の座標を国土調査法による第六座標系の方眼によってもとめると、

今回の調査の道路交点(SX1731とSX1732)

$$X = -166 \text{ Km } 432 \text{ m } 4$$

$$Y = -17 \text{ Km } 560 \text{ m } 7$$

第5～9次調査の道路交点(SX1081とSX1082)

$$X = -166 \text{ Km } 702 \text{ m } 1$$

$$Y = -17 \text{ Km } 819 \text{ m } 4$$

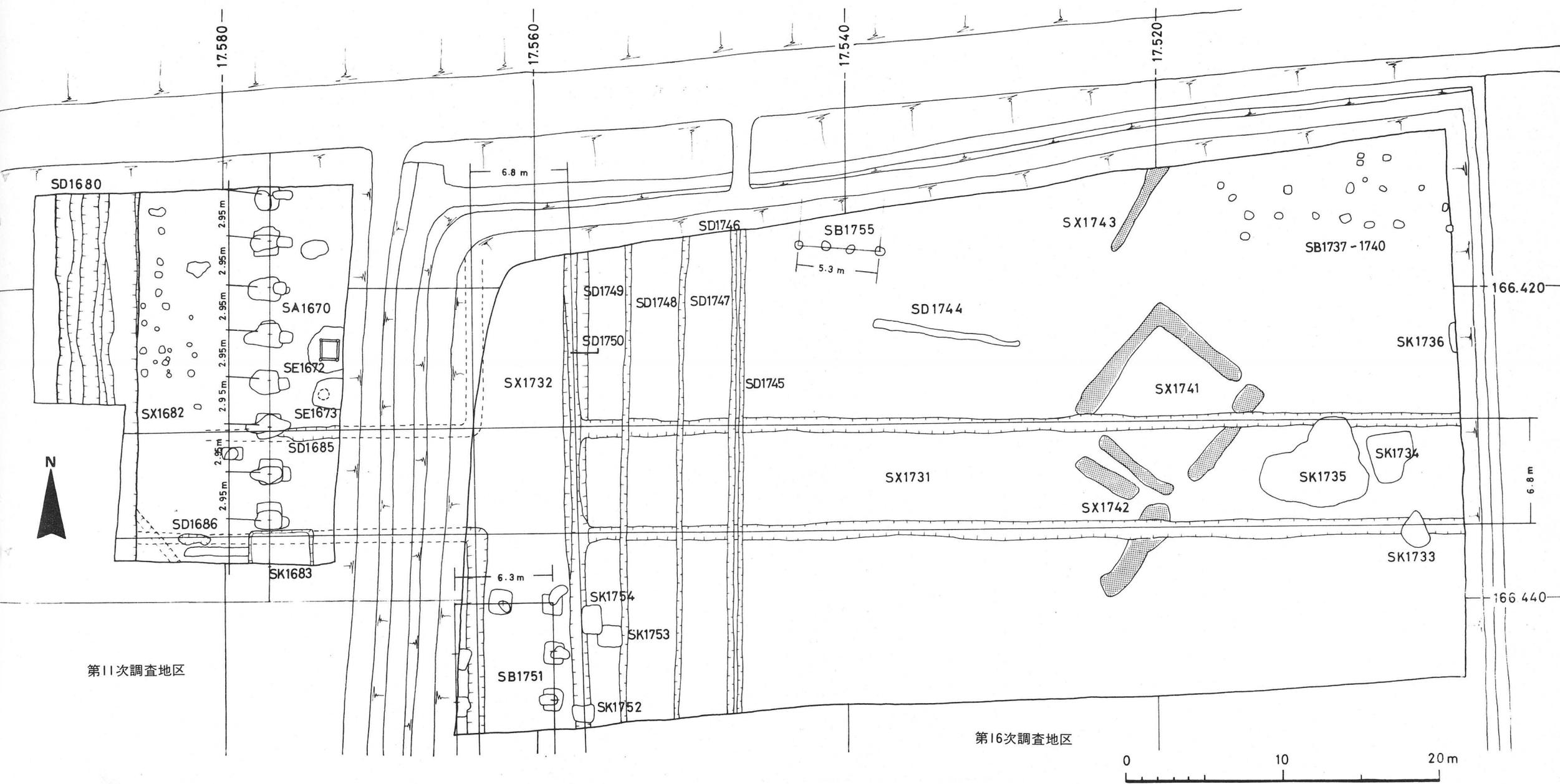
である。したがって両交点間の距離は373.72mとなる。条坊が正しく直交していると仮定すれば、

$$2 \text{ 町} = 264.25 \text{ m}$$

となる。2町=900尺とすれば、

$$1 \text{ 尺} = 293.6 \text{ mm}$$

となる。また、道路の傾きは方眼北に対して西に $1^{\circ}12'$ となる。



第 11・16 次調査遺構配置図